

155鍛圧ハンマを起因物とする死傷災害100事例（-2017年）

No	年	月	発生時	死傷災害事例	年齢	事故の型	小業種	労働者規模
1	2017	5	9 ～ 10	工場内で自動刻印機の点検清掃を始める際、機械の電源スイッチを切るのを忘れ、機械に右手中指を挟み傷を負った。弊社の製造作業標準に反して、点検を行うことを怠った為の事故である。自動刻印機は5秒毎位に同じ速度で作動するものである。	45	7	11209	30 ～ 49
2	2017	4	11 ～ 12	弊社鍛造工場でエアースタンプハンマー（鍛造機）を使い鍛造作業をしていた所、突然足踏みペダルを引き上げるバネの付け根のフック状のボルトがブチッと切れ、分銅のラムが突如落下した。その際にラムに付いていた型の端が材料を持っていた左手人差し指にぶつかり、左手人差し指の第一関節と第二関節を損傷（後で切断）した。	57	7	11001	50 ～ 99
3	2017	1	13 ～ 14	派遣先において、160tプレス機の作業盤面（2835mm×1080mm×1440mm）で段取り替え中に、非常停止ボタンを押さずに製品を入れた時に上型パンチが下降してきて両手を負傷した。	35	7	170101	1～ 9
4	2017	1	13 ～ 14	作業者が鍛造プレス工場内において、160tプレス（3号機）で段取り替えをしていた際、非常停止スイッチを押していなかった為、製品を入れた時に上型のパンチが下降してきて両手を挟まれて負傷した。	35	7	11502	30 ～ 49
			8	工場にて金型交換の作業をしている時、上型、下型に金型を取り付けているコッターを外し、金型を取り除こうと上型を上げたら、金				30

5	2016	10	9	型がそのまま引っかけて上型に引っ付いて上がり、その状態で型替作業をしていて、上型から金型が落下して右手に当たり、負傷した。	46	4	11001	～ 49
6	2016	7	9 ～ 10	工場内に於いて、一部の鍛造作業終了後にエアーハンマーで火箸を修理しようとして、折れた破片が腹部に直撃し負傷した。	32	4	11209	10 ～ 29
7	2016	5	9 ～ 10	工場内にて、軽トラックの修理作業中、重さ約10kgのスライドハンマーを使用する際、腰を痛めた。	31	19	11502	1～ 9
8	2015	9	17 ～ 18	鍛造工場にて、エースタンプハンマ鍛造機を使用して、作業中、上下運動する上型（ラム）に鍛造作業終了後、次の材料を取ろうと横を見た時に誤って上下運動する上型の角でヤットコを持っている右手の人差し指、中指を当て骨折をした。	45	7	11209	30 ～ 49
9	2015	6	15 ～ 16	ハンマーで製品を型打鍛造作業中、製品が上型に付着し、取れなくなった為、鉄板を挟み、ハンマーを踏んで取ろうとしたところ、箸で鉄板を掴んでいたものの、鉄板の置き場所が悪く、ハンマーを踏んだ衝撃で鉄板が飛び右手指にあたり負傷した。	24	6	11203	10 ～ 29
10	2015	3	9 ～ 10	鍛造工場にてエアドロップハンマー鍛造作業中、材料（直径60mm×長さ200mm）の形を整え型にはめ込み鍛いたところ製品が型からはね上がり型からずれたところをハンマーで鍛いてしまい切れた製品が勢い良く飛び腹部を強打。	42	4	11209	10 ～ 29
11	2015	2	16 ～ 17	2トンハンマーでの金型段取り替えにて、ホルダ型へ入れ子型（O400約150kg）を嵌め込む作業をしていた時、入れ子型が傾いてホルダ型に収まらない状態となった。一端、入れ子型をホルダ型から取り出そうと右手を型の上、左手を型の側面（キー溝部）に持ち入れ子型を動かそうとしたところ、入れ子型がホルダ型に嵌まり込んだ。勢いよく入れ子型が嵌まり込んだ為、側面部（キー溝部）に添えた左手先端がホルダ型と入れ子型の間で嵌まり指を負傷し	38	7	11102	100 ～ 299

				た。				
12	2015	1	14 ～ 15	作業場において、被災者の不注意により、装置部分の通常では考えられない所へ誤って手が触れた為に右手の親指先端をはさまれて負傷した。	18	7	11301	50 ～ 99
13	2014	11	14 ～ 15	M2tハンマー前でA290-5273-X33276Sプーリー鍛造中、品物が金型にくらいついたため当て物を使い製品を取った。鍛造中だったためすぐに打ったが、その際金型ホルダー上に当て物が置きっぱなしになっていることを忘れハンマーを踏んでしまった。当てものがハンマーの打撃の衝撃で弾かれ、左手に持っていた火ばしの上をすべるように飛来し人差指の付け根付近に当たり、左手人差指は紛糾骨折、中指・薬指骨折。	44	6	11203	50 ～ 99
14	2014	6	8 ～ 9	ハンマーを踏んでいるときに、材料が出てくるシュートから重さ約10kgの材料が飛んできて、左足に当たり受傷した。	32	4	11502	50 ～ 99
15	2013	8	16 ～ 17	自動車部品のボルトを加工するホームの調整作業中、パンチとチャックレバーの爪が接触していた為、爪を外そうとした際、エアーを入れたままの状態になっていた爪が勢いよく開き、手が跳ね飛ばされ、隣の爪に手甲を強打した。	21	3	11202	100 ～ 299
16	2013	5	16 ～ 17	同僚がハンマーの金型の磨き作業を終了し、上型を下型の上に降下させる際、ペダルを踏んだところ、安全ピンを抜いていなかった為、安全ピンが飛び、近くにいた被災者の肩に当たり、転倒。頭部、顔面を負傷した。	39	4	11001	1～ 9
17	2012	3	19 ～ 20	生産中の金型のガス抜き用アスピパイプの清掃を行うため、鑄造機の後方へ回り込んで作業を行った際、型開き前に吸引用ホースを外し、エアー通し確認用ホースを入れてエアーの通りを確認した。その際、鑄造担当者とのコミュニケーションが不足だったため、エアー通し確認用ホースを外してから型開きをすべきところ、外している最中で型開き操作をしてしまったため、アスピパイプと型開き	41	7	11502	50 ～ 99

				によって押し出された押出板に、人差指を挟み、切挫傷した。				
18	2012	2	7 ～ 8	工場内にあるハンマー4 tと称する機械で、製品下側の金型に張り付き、通常使用している金バサミ（600L）で取って見たが取れず、再度貼り付き品を取ろうとした際、バリ抜き作業者が異常に気付き手伝いたいと思い、右側の奥よりハンマーの側面に来た際、バランスを失なって押ししてしまった。同時に、可動する為の床面に有る（足元）フットペタルの（カバー付き）足の先が入り、ラムを可動させてしまい、ラムが下動し、体の押される様な状態になり手を付いた際、手の甲部を挫滅した。	44	7	11001	30 ～ 49
19	2011	10	8 ～ 9	鉄造プレスラインでプレス機下コンベアーに抜きバリが詰まってしまい、物を取り除く手伝いをしている時、被災者と作業者が隣り合う状況で作業者は被災者の手がプレス機とバリ詰まりを取る為に使用しているバールの間にある事に気付かずプレス機を作動させてしまい、被災者はバリとバールの間に左手をはさまれた。	31	7	11509	100 ～ 299
20	2011	9	14 ～ 15	A社にてエアーグリスポンプのポンプ部修理後、エアーを入れても作動しなかった為、もう一度分解した際、エアーのカブラーを外そうとしたところ、急にピストンが作動し、左手で本体を押さえていたが、振動のため手が滑り、ピストン内に左指が入り負傷した。	42	7	11209	1～ 9
21	2011	9	14 ～ 15	鍛造型打作業の際、荒打ちした時に製品のバリ（鉄）が切れて飛来し、左脇腹に当たった。尚、痛みを感じなかったため、その後2日間 15 出社し、作業をしていたが、翌日痛みを感じ、病院で受診した。	50	4	11001	100 ～ 299
22	2011	3	8 ～ 9	当工場内において、6 tハンマーで建機部品の金型調整中（2名で）金型のインローが絡んでハンマーが上がらなくなり、10 t油 8 圧ジャッキをソーブロックとラムの間に入れて上げていたところ、 9 インローのはまりがとけてラムが上がり、その衝撃でハンマーのフ レームとシリンダーを留めておくボルトが折れ、スプリングと一緒に 落下し、一緒に作業していたAに当り、その後はずんでスプリ ング（約1 kg）が左足甲に当たった。	28	4	11001	30 ～ 49

23	2010	12	8 ～ 9	A鍛工(株)工場内で鍛造作業中、鉄板を材料(1200℃に熱した金属塊)の上に置く時、バランスを崩し、ハンマー部分の位置に左手をついてしまった。その時ハンマーと材料の間に左手が挟まれ、左手の小指粉碎(同日手術にて切断)及び手のひら両面に火傷を負った。	19	7	11009	～ 29	10
24	2010	10	10 ～ 11	本人は1001tフォーミングプレスで型打ち作業(製品番号82-42)を実施していた。型打ち中に第1工程にワークを送るマニプレータ(自動)の先端金具が外れ据えこみ下型に残り、次ストローク時に、その先端金具が圧迫され、作業着に飛来し、左肘関節付近を直撃し受傷した。	31	4	11502	～ 299	100
25	2010	10	8 ～ 9	AM8:00から、6Tハンマーでコマツの製品ボトム(41kg)を打ち始めて4～5ケ目は手前にバリが出てしまい、スケールを剥す為、おが屑をくれながら作業をしていた為バリにおが屑が当り、バリが飛来し、作業者Aの右大腿部に当り負傷した	29	4	11209	～ 299	100
26	2010	10	9 ～ 10	1号機にて鑄造作業中テコ棒と金型の間には右手人指指の先をはさんだものである	63	7	11001	～ 29	10
27	2010	8	9 ～ 10	A社工場内でA作業中、Aから自動で流れてくるAが加熱不足で温度が低かった為、その素材をAでつかみ、ラムと金型の間からA機の反対側に投げた際、誤ってAを踏んでしまい、機械のラムが下りて来た為、ラムと金型に右手示指先が挟まり負傷したものの。	60	7	11209	～ 29	10
28	2010	6	8 ～ 9	自主保全活動にて被災者を含む3名で第1ライン2800TONプレスの機体のダイホルダー上部に付いているハードプレート(160kg)の交換作業を行っていた。計6本のボルトのうち残りの中心部の2つのボルトをはずそうとした瞬間、ハードプレートが、上向きになり作業をしていた被災者の頭部及び胸部に落下し挟まれ被災した。	51	4	11502	～ 499	300
				1号ハンマー(9500E)にて横座作業中、ハンマー内の金型の					

29	2010	5	8 ～ 9	右側にある材料コンベア上で材料が手前まで来ずに引っかかったため本来ひっ搔き棒にて引き寄せることになっているが、箸で挟んで取ろうとした時、誤ってペダルを踏んだためテムが落下し左手を挟み負傷した。	39	7	11009	～ 99
30	2009	12	14 ～ 15	工場において、ハンマー鍛造機（1.5 t）で製品の製造作業作業中、上型に製品がくっついたため、製品を除去しようとして、下型に鉄板を乗せ上型を降下させた。その瞬間、鉄板が破損して飛び、左手及び右足に当って負傷した。通常は、ツカミハシで除去することになっていた。	64	4	11509	～ 99
31	2009	9	13 ～ 14	冷間鍛造工場において、金型の交換作業を終え、試し打ちをしていた。金型交換と同時にスライドを上昇させ、上型（パンチ）の下死点の位置を5 mm上げるべきところを、そのまま試し打ちをしたため、パンチが必要以上に下がった。そのため、パンチに過荷重がかかり、パンチが圧壊して飛散した。その破片が両腕と腹部に当って負傷した。	62	4	11502	30 ～ 49
32	2009	7	13 ～ 14	1階床面で2階スラブに天井インサートのアンカー打ち作業中に、ハンマードリルを右手に持ち、左手はロットのブレ防止の為、わずかな時間であったが添えていた。その際、ゴム付き手袋がロッドに絡みつき、指を巻き込まれ左手3指を負傷した。	41	7	30201	1～ 9
33	2009	6	10 ～ 11	工場内でエアーハンマー鍛造中、焼けた鉄の品物の破片が右足に飛び、安全靴（ブーツ）の中に入り、やけどをした。	36	4	11509	1～ 9
34	2009	2	14 ～ 15	油圧ジャッキ2台を使って作業員5名がピン抜きの作業中、上部の油圧ジャッキが傾き落下しそうになり、その作業の工事監督が右手で受けたが重さに耐え切れず、約60 cm下のマニプレータクランプレバーの角部と油圧ジャッキとの間に指を挟み損傷した。	31	7	11002	500 ～ 999
			14	工場にて、エースタンプハンマを使用し、鍛造作業中、前方へ飛んだ製品を右手の金ハサミではらおうとした際、足元のペダルに足				30

35	2008	8	15	が触れ、上型が作動し落下してきたため、上型に金ハサミが挟まり、右手指を負傷した。	33	7	11001	49
36	2008	8	11 12	段取りのため型を外し、ブロックより両手で持ち上げ、用意していた台車に載せようとした時に、右手が滑り、型（25～30kg）が右手指の上に落ちた。	33	7	11001	30 49
37	2008	6	8 9	1.3tハンマーにて型打作業中、上型にくっついてしまった製品を外す為、円盤状の駒を型間に入れて打撃したところ、作業者の右斜め後方にいた被災者に駒が跳ねたため、右脚に当たってしまった。	63	4	11209	10 29
38	2008	5	10 11	鍛造の作業中、鍛造機のソーブロックの締め付け具が作業時の衝撃で緩み、金型がずれた。作業者がそれに気付かず作業を続けたところ、上下型の凹凸部が干渉し、金型の一部が削れ、その破片が飛散してそばで作業していた作業者の右足膝に当たり負傷した。	22	4	11001	30 49
39	2008	5	9 10	鍛造工場のハンマーで、上型に喰い付いたワークを抜こうとしてハシで持っていた当金が飛んで来て右脚に当たった。	30	4	11009	30 49
40	2008	4	16 17	鍛造工場1号機ハンマーにて型打作業中、ワークを置く位置がずれた為にはねて飛んできたバリ（直径15cm程）が左手指に当たり、負傷した。	25	6	11001	10 29
41	2008	3	9 10	当社工場内で1/2t鍛圧機で加工物のひずみ取り作業を繰り返していたが、被災者は加工物が不良品であることに気づき、別の作業者に伝えなければと思わず左手を伸ばし、不良品を指し示した。しかし、突然の動きを一連の動作を一定のリズムで繰り返していた別の作業者が察知できず、被災者は下降してきた上金型と下金型の間で左手を挟まれた。	37	7	11209	1 9
42	2007	5	16 17	蛍光灯組立ラインで、ソケット取付金具のネジを打ちつける作業中に、リベッターに金具をセットし、手をはなす前に、足踏みペダルスイッチを踏んでしまい、指の先端を挟み負傷した。	24	7	11503	50 99

43	2007	1	11 ～ 12	鍛造工場にて、エアスタンプハンマ鍛造機で鍛造作業中、上型と連結しているピストン棒から上型が外れ、ヤットコで製品を持っていた手の上に落下し、手を挟んで負傷した。	36	7	11001	～ 49
44	2006	10	11 ～ 12	リサイクル工場内の空缶プレス機が作業中に、震動して危険なので、前へ倒れてこないように底部に鉄板を差し込もうとした時に、機械が手前に倒れてきた。機械から斜めの位置にいたので、直撃はなかったが、逃げ遅れて体の一部を負傷した。	71	5	150109	～ 99

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.html(職場のあんぜんサイト)

参考：[労働災害の分類の概要](#)

[各起因物における死傷災害100事例 \(-2017年\)](#)に戻る。